

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	診療報酬請求書の審査	担当部局・担当課室	保険局国民健康保険課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	① 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第6項 ② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第70条第5項 ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第14条等	類型	その他
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>昭和59年、医療保険制度改革における医療費適正化策の一環として、特別審査制が導入され、一定点数以上の高度の専門性を要する診療報酬請求書を中央で集中して取り扱い、審査の効率化・厳格化を図ることとした。</p> <p>この実施団体として、国民健康保険の通常の診療報酬請求書の審査を行っている国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が共同で設立した国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が指定を受け、高度な知識を有する専門家からなる特別審査委員会を設置し、審査の充実・強化を図っている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>一定点数（現在は医科38万点、歯科20万点等）以上の診療報酬請求書の審査（特別審査）を行うため、特別審査委員会が置かれ、同委員会には、医科部会、歯科部会、再審査部会の各部会が設置されている。高点数の診療報酬請求書の審査を中央で集中的に行うことで、審査の効率化、厳格化、審査格差の是正を図っている。</p>		
事務・事業の目的	高度の専門性を要する診療報酬請求書の審査を中央で集中的に行うことにより、審査の効率化・厳格化を図るため。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよく	特になし		

ある問合せと回答	
料金等・積算根拠	別紙のとおり
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 年間取扱件数 58,311 件、査定額 9,186,869 千円</p> <p>○事業収入（令和3年度） 負担金収入 299,005 千円</p>
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>●対象範囲の見直し(令和元年7月) 特別審査対象範囲の見直し（医科レセプト40万点から38万点）が行われ、一層の審査の効率化・医療費適正化等を図っている。</p>
国からの補助金等	<p>○国民健康保険団体連合会等補助金（令和3年度予算額）：690,996 千円 内容：レセプト審査体制の向上の推進に要する費用</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性 高度な専門知識を持ち合わせた審査委員による審査を中央で集中的に行うことは、審査の効率化・厳格化、審査格差の是正など医療費適正化対策の一環として必要である。</p> <p>●事務・事業の妥当性 特別審査委員会による審査は、高度専門化する医療に対応し、増嵩する医療費の適正化を行う上で不可欠である。</p> <p>●事務・事業の有効性 特別審査の効果として、約92.0億の医療費の削減(査定額)が図られている。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 仮に特別審査を国で実施するとなれば、審査システムの開発、事務共助を担当する人員の確保等が必要となることから、大幅な定員増となるとともに、審査の専門的技量の習得に時間を要する。また、診療報酬請求書の審査に当たっては、診療側(医療機関)と支払側(保険者)のどちらか一方に偏らない公平中立な観点から審査を行う必要があること、紛争処理的な機能を持っていること、個人情報への厳格な取り扱いが必要であることなどのため、指定制度を採用しているところである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 特別審査を行う法人については、保険者代表、診療側の代表、公益代表の3者構成による特別審査委員会が設置されていることを厚生労働大臣が確認する必要があり、国保中央会はこの基準に合致している。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性></p>

	<p>国保中央会は、国民健康保険の通常の診療報酬請求書の審査を行っている国保連合会が共同で設立した中央団体であり、特別審査制度の目的から実施主体としての適格性を有している。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>国民健康保険中央会に対し、特別審査による査定額の聞き取り調査実施。令和3年度においては、約92.0億円の医療費の削減（査定額）が図られていることを聴取した。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>一定点数以上の高度の専門性を要するレセプトを中央で集中して取り扱い、審査の効率化、厳格化を図ることを目的としている特別審査は、増嵩する医療費の適正化を行う上で不可欠。よって、指定制度及び国保中央会の指定を継続する。</p>
<p>備考</p>	

